

商品デリバティブ取引開始基準【対面取引】

株式会社コムテックス

当社では、お客様との金融商品取引市場における商品デリバティブ取引契約の締結に当たって、お客様の属性等に則した適正な商品デリバティブ取引を行っていただくために、取引開始基準を次のとおり定めています。

1. 次の各号に該当するお客様は、当社でのお取引をお断りしております。
 - (1) 未成年及び精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
 - (4) 日本語による意思疎通が出来ない者。
 - (5) マネーロンダリング及びテロ資金供与にかかる疑いがある者。
 - (6) 他の金融商品取引業者または登録金融機関との間で紛争事案のある者及び商品デリバティブ取引事故を惹起した者、その他商品デリバティブ市場の秩序を乱すおそれのある者。
 - (7) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (8) 75歳以上の者。
 - (9) 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、郵政グループ（郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等）、証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (10) 国・その他公益機関、一般の団体法人、企業の経理、財務部門に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (11) 商品デリバティブ取引をするために借入れをしようとする者。
 - (12) 損失が生じるおそれのある取引、又は、取引証拠金の額を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者。

2. 次の各号に該当するお客様につきましては、当社が定める審査基準に適合した場合のみ、お取引が可能となります。
 - (1) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
 - (2) 年間500万円以上の収入を有しない者。
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
 - (4) 71歳以上75歳未満の者。ただし、当社で取引継続中の者はこの限りでない。
 - (5) 前項第9号に定める銀行等に在籍しているが、金銭、有価証券の取扱いに直接

又は間接的に係わらない者。

3. 当社における審査の結果により、お客様との契約締結を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

商品デリバティブ取引開始基準【電子取引】

株式会社コムテックス

当社では、お客様との金融商品取引市場における商品デリバティブ取引契約の締結に当たって、お客様の属性等に則した適正な商品デリバティブ取引を行っていただくために、取引開始基準を次のとおり定めています。

1. 次の各号に該当するお客様は、弊社でのお取引をお断りしております。
 - (1) 未成年及び精神の機能の障害のため職務を適正に遂行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - (3) 長期入院患者等であって随時連絡が取れない者。
 - (4) 日本語による意思疎通が出来ない者。
 - (5) マネーロンダリング及びテロ資金供与にかかる疑いがある者。
 - (6) 他の金融商品取引業者または登録金融機関との間で紛争事案のある者及び商品デリバティブ取引事故を惹起した者、その他商品デリバティブ市場の秩序を乱すおそれのある者。
 - (7) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (8) 農業、漁業等の協同組合、銀行、信用金庫、信用組合、郵政グループ（郵便局、ゆうちょ銀行、かんぽ生命等）、証券会社、保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (9) 国・その他公益機関、一般の団体法人、企業の経理、財務部門に在籍し、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わる者。
 - (10) 商品デリバティブ取引をするために借入れをしようとする者。
 - (11) 損失が生じるおそれのある取引、又は、取引証拠金の額を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者。

2. 次の各号に該当するお客様につきましては、弊社が定める審査基準に適合した場合のみ、お取引が可能となります。

- (1) 恩給、年金、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者。
- (2) 年間 300 万円以上の収入を有しない者。
- (3) 75 歳以上の者。
- (4) 申告された流動資産（預貯金及び金融資産）の 70%を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者。
- (5) 前項第 8 号に定める銀行等に在籍しているが、金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接的に係わらない者。

3. 当社における審査の結果により、お客様との契約締結を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。